

漁業奨励補助事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下財団）が、水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき実施する沖縄漁業安定基金事業の漁業生産向上対策の漁業奨励補助事業を実施するにあたり、別途、財団が定める沖縄漁業安定基金事業交付規則（平成27年3月27日施行）第88条の規定に基づき必要な事項を定める。

(事業実施者)

第2条 事業実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合又は水産庁長官が適当と認めた者とする。

(事業の内容)

第3条 自然災害等によって浮魚礁の流失被害が発生した場合、原状復帰するために必要な流失被害のあった浮魚礁の回収・処分、代替浮魚礁の導入等を行うものとする。

(助成対象経費)

第4条 本事業による助成対象経費は、沖縄県周辺水域における我が国の領海及び排他的経済水域内において、自然災害等による流失被害のあった浮魚礁について、事業実施者が指名する地方自治体の第三者（以下「確認者」という。）による確認を受けた場合に、当該浮魚礁を原状復帰するために必要な被害のあった浮魚礁の回収・処分、代替浮魚礁の導入等に要する経費。

- 1 用地買収費、借地料及び補償費は対象としない。
- 2 新設によるもののほか、既存資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、既存資材の利用に係る導入経費を対象とすることができるものとする。

(助成率及び助成金額)

第5条 助成金の額は、前条の助成対象経費において、事業に要した費用の額の1/2以内とする。ただし、事業に要した費用の額の上限は1件あたり1千万円未満とし、財団からの助成金の上限額は500万円未満とする。

(事業実施計画)

第6条 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を別記様式第1号により作成し、財団の承認を受けるものとする。こ

れを変更するときも同様とする。

- 2 財団は、前項の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知3-6-(2)の(4)のイの(イ)のeの(b)に規定する別記様式第66号により水産庁長官に協議しなければならない。

(事業実施計画策定の際の留意事項)

第7条 前条の事業実施計画には、被害のあった浮魚礁が、自然災害等による流出被害によるものであることについての確認者の情報を含むものとする。

- 2 確認者は、事業実施者に対し、確認に必要な書類の添付を求めることができる。
- 3 確認者は、申請書及び添付書類等を審査の上、被害が自然災害等によることについて確認した場合は、様式1号により確認書を交付する。

(交付申請)

第8条 事業実施者は、財団より事業実施計画の承認を受けたのち、別記様式第2号より、財団に交付申請を行うものとする。また、この際に、様式2号(同意書)を参考に被害の原因者等から損害賠償等を受けた場合の扱いについても合わせて提出する。

- 2 財団は、前項の交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

(事業実施の際の留意事項)

第9条 事業実施者は、助成金の交付決定の通知を財団から受けた後に当該被害に係る被害浮魚礁の回収・処分及び代替浮魚礁導入を実施する。ただし、被害の状況により早急な措置を必要とする場合、または助成金の交付決定通知前に措置が必要と判断した場合は、その理由書及び作業計画等を財団へ提出し、財団の了解を得たもの限り、その経費について助成の対象とすることができる。

(責任の所在)

第10条 事業実施者と作業実施船の所有者は、様式3号(誓約書)を参考に、出動中に万が一海難事故が発生した場合の責任の所在を明確にする取り決めを結んでおく。

(記録写真)

第11条 作業実施に係る以下の記録写真(日付け入り)を撮影する。

- 1 漁船登録番号の前で作業員全員の集合写真(出・帰港毎に最低3枚程度)
- 2 作業状況写真
- 3 廃棄する浮魚礁がある場合は、回収写真(回収から処分業者へ受け渡し完了の間適時)

(助成金の概算払い)

第12条 事業実施者は、事業の円滑な実施に必要な場合は、別記様式第3号により、財団に概算払請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

(経費の管理)

第13条 事業に伴う経費の管理を適正に行うため、事業実施者は、被害浮魚礁漁の回収・処分の実施にあつては様式4号の管理簿を、浮魚礁の導入及び整備の実施にあつては様式5号の管理簿を作成し、領収書等の信憑書類とともに保管する。なお、領収書等が保管されていない場合、助成対象経費として認められない。

(事業実績の報告)

第14条 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を別記様式第4号により作成し、財団に提出するものとする。この際、様式6号により、浮魚礁の助成金算定書を添付する。また、交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第22の3により、財産管理台帳別記様式第12号を財団に提出する。

2 財団は、前項による報告書の提出があつた場合は、運用通知3-6-(2)の(4)のイの(イ)のfの(b)の規定する別記様式第67号により水産庁長官に報告するものとする。

(助成金の額の確定)

第15条 財団は、第14条の1の実績報告書及び添付資料（証憑等）の内容を精査し、第8条の2により交付決定した内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該事業実施者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第16条 事業実施者は、第15条の助成金の額の確定通知を受けた場合、別記様式第5号の支払請求書を作成の上財団に提出するものとする。

2 財団は、支払請求書を受領後、事業実施者が指定する銀行口座に助成金を振り込むものとする。

(年度事業規模について)

第17条 各事業実施者への予算の配分額は、財団の沖縄漁業安定基金事業の予算の範囲内をもって決定する。

(事業の委託)

第18条 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月14日より施行する。
- 2 平成27年11月12日一部改正
- 3 平成28年3月9日一部改正
- 4 平成29年3月29日一部改正

(様式等の一覧)

事業実施計画書	別記様式第 1 号
交付申請書	別記様式第 2 号
概算払請求書	別記様式第 3 号
事業実績報告書	別記様式第 4 号
助成金支払請求書	別記様式第 5 号
確認書	様式 1 号
確認書 (別紙)	(参考)
同意書	様式 2 号
誓約書	様式 3 号
被害浮魚礁の回収処分管理簿	様式 4 号
浮魚礁の購入・資機材購入管理簿	様式 5 号
浮魚礁の助成金算定書	様式 6 号
財産管理台帳	別記様式第 12 号

経 費 助 成 基 準

被害浮魚礁の回収・処分及び導入にかかる経費（助成上限額）

1. 賃金

- ① 洋上での作業について、1日当たりの賃金25,200円/人（日当20,200円、保険3,800円、食費1,200円）に実作業従事者数を乗ずる。
- ② 陸上での作業について、1日当たりの賃金11,800円/人（日当8,000円、保険3,800円）に実作業従事者を乗ずる。

2. 用船料

新トン	用船料
15トン未満	42,000円/日・1隻
15トン以上30トン以下	54,000円/日・1隻
31トン以上40トン以下	93,000円/日・1隻
41トン以上55トン以下	111,000円/日・1隻
56トン以上75トン以下	154,000円/日・1隻
76トン以上	173,000円/日・1隻

注 旧トンの場合は新トンに換算する。その際ベースとなる旧トンは許可名簿の有効トン数となる。

3. 燃油代：実費助成

参加漁船は、作業出動前に、燃油を満タン状態に給油しておき、作業完了時に消費分を補給する。

4. 資材・消耗品費：実費助成

5. 事業実施者が専門業者と請負契約を締結し、専門業者が実施する作業：実費助成

注 専門業者との請負契約を締結し、専門業者が作業を実施する必要性が分かる資料を添付すること。

別記様式第1号

平成〇〇年度漁業奨励補助事業に対する助成事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所
事業実施者名及び代表者氏名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり漁業奨励補助事業を実施したいので、沖縄漁業安定基金事業の交付規則第53条の1の規定に基づき、承認を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

①被害のあった浮魚礁が自然災害によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者 (第三者)	確認方法
被害漁具・ 施設所有者	被害日 (確認 日)	漁具・ 施設種類	自然災害の 内容	被害内容	その他		

(添付書類) 浮魚礁被害確認書を添付

②被害のあった浮魚礁の復旧計画

漁具・施設 の種類	設置・購入日 (予定)	新設又は改修漁具・施設の設置購 入に要する経費 (全ての経費について記載)	備 考
	(設置日) (購入日)		修理する場合は、材 料代の見積価格

(添付書類) 導入に要する経費の内訳表を添付

③被害のあった浮魚礁の回収・廃棄処分計画（又は実績）

回収作業水域	実施方法	作業実施期間	実施規模	備考
	(使用船舶) (回収方法)		(処分数量)	

(添付書類) 海域図等

3 事業の経費

単位：円

補助対象事業に要する 経費	負担区分		備考
	財団助成金	事業実施者負担金	
円	円	円	

4 事業の完了予定年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	本年度予算額 又は本年度精算額	前年度予算額 又は前年度精算額	比 較		備考
			増	減	
財団助成金					
事業実施者負担金					
合 計					

(2) 支出の部

単位：円

区 分	本年度予算額 又は本年度精算額	前年度予算額 又は前年度精算額	比 較		備考
			増	減	
財団助成金					
事業実施者負担金					
合 計					

6 添付書類

(1) 浮魚礁被害確認書

(2) 海域図等

(3) 経費内訳表

別記様式第2号

平成〇〇年度漁業奨励補助事業に対する助成事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所
事業実施者名及び代表者氏名 印

平成 年度において、下記のとおり漁業奨励補助事業を実施したいので、沖縄漁業安定基金事業の交付規則第54条の1の規定に基づき、助成金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

①被害のあった浮魚礁が自然災害によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者 (第三者)	確認方法
施設所有者	被害日 (確認日)	施設種類	自然災害等の内容	被害内容	その他		

(添付書類) 浮魚礁被害確認書を添付

②被害のあった浮魚礁の復旧計画

施設の種類	設置・購入日 (予定)	新設又は改修漁具・施設の設置購入に要する経費 (全ての経費について記載)	備考
	(設置日)		修理する場合は、材料代の見積価格
	(購入日)		

(添付書類) 導入に要する経費の内訳表を添付

③被害のあった浮魚礁の回収・廃棄処分計画（又は実績）

回収作業水域	実施方法	作業実施期間	実施規模	備考
	(使用船舶) (回収方法)		(処分数量)	

(添付書類) 海域図等

3 事業の経費

単位：円

補助対象事業に要する 経費	負担区分		備考
	財団助成金	事業実施者負担金	
円	円	円	

4 事業の完了予定年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	本年度予算額 又は本年度精算額	前年度予算額 又は前年度精算額	比 較		備考
			増	減	
財団助成金					
事業実施者負担金					
合 計					

(2) 支出の部

単位：円

区 分	本年度予算額 又は本年度精算額	前年度予算額 又は前年度精算額	比 較		備考
			増	減	
財団助成金					
事業実施者負担金					
合 計					

6 添付書類

(1) 浮魚礁被害確認書

(2) 海域図等

(3) 経費内訳表

(4) 同意書

別記様式第3号

平成〇〇年度漁業奨励補助事業に対する助成事業助成金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所
事業実施者名及び代表者氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号で交付決定の通知があった平成〇〇年度漁業奨励補助事業について、沖縄漁業安定基金事業の交付規則第55条の2の規定に基づき、金円を概算払いによって交付されたく請求する。

助成事業に 要する経費	財団助成金	既受領額		今回請求額		残額	
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高
円	円	円	%	円	%	円	%

(添付書類)

- ・領収書等の写し

別記様式第4号

平成〇〇年度漁業奨励補助事業に対する助成事業助成金実績報告書

番 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所
事業実施者名及び代表者氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号で助成金の交付決定の通知があった平成〇〇年度漁業奨励補助事業について、下記のとおり実施したので、沖縄漁業安定基金事業の交付規則第56条の1の規定に基づき、報告する。

なお、併せて精算額 円と概算払受領額 円との差額 円の
交付を申請する。

記

(注) 記の記載要領は、別記様式2号の記の様式に準ずる。

別記様式5号

助成金支払請求書

請 求 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

事業名 平成 年度漁業奨励補助事業

交 付 決 定 額									
受 領 済 額									
今 回 請 求 額									
差 引 残 額									

※ 記載は、算用数字を使用し右詰で¥マークで閉める。

振 込 先 金 融 機 関 名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

事業実施者 住 所
団 体 名
代表者名

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理 事 長 殿

浮魚礁被害確認申請書

平成 年 月 日

確認者名 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

別紙のとおり、沖縄県周辺水域における我が国の領海及び排他的経済水域内において、自然災害等による流失被害を被ったので、その証明、確認を受けたく、申請します。

浮魚礁被害確認書

上記の者より提出された浮魚礁の被害が、自然災害等によるものと確認し証明する。

平成 年 月 日

(確認者) 住所
団体名
代表者 印

(別紙)

浮魚礁・自然災害等被害調書（例）

No.	区 分	内 容
1	調査年月日	平成●●年●●月●●日
2	調査実施者	●●●●漁業協同組合 ●●●●●●
3	被害浮魚礁の所有者	●●●●漁業協同組合 代表理事組合長●●●●●●
4	被害浮魚礁の種類	●●浮魚礁（平成●●年●●月●●日設置）
5	被害発生日（確認日）	平成●●年●●月●●日
6	被害発生場所	北緯●●●°●●' 東経●●●°●●' 付近 農林漁区番号●●●
7	自然災害等が原因と推察される理由	
8	被害内容 （被害金額の算定） （被害の状況）	被害金額： 証拠写真等：
9	調査人の所見	

平成 年 月 日

●●●●漁業協同組合

代表理事組合長●●●● 印

同意書

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長

殿

平成〇年〇月〇日発生した浮魚礁被害について、原因者が判明したときは、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「財団」という。）へ、その旨を通知します。

また、原因者又は補償機関等から示談及び和解金の損害賠償等の支払があったときには、財団の行う、沖縄漁業安定基金事業（漁業奨励補助事業）で助成された額を上限とし、取立てに要した経費等を控除したのちの額を、既に助成を受けた助成率をもって按分した額を速やかに返納することを同意いたします。

平成 年 月 日

住所

事業実施者名

代表者

印

誓約書

本船は、公益財団法人 沖縄県漁業振興基金が事業主体で、〇〇〇漁業協同組合が事業実施者となり実施する、沖縄漁業安定基金事業（漁業奨励補助事業）に参加し、被害浮魚礁漁の回収・処分作業を誠実に行うことを誓約いたします。

なお、当該事業について発生したすべての海難事故に対する損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた費用は、一切を本船が負担します。

平成 年 月 日

〇 〇 〇漁業協同組合

代表理事組合長 〇 〇 〇 〇 殿

代表者住所

氏 名

印

<事業実施船明細>

船 名 第〇〇〇丸
漁 船 登 録 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇〇
船 舶 所 有 者
住 所 〇〇県〇〇市 〇〇〇〇番地〇
氏 名 〇 〇 〇 〇
総 ト ン 数 〇〇. 〇〇トン
機 関 種 類 ・ 馬 力 〇〇〇馬力
所 属 漁 業 協 同 組 合 〇〇〇漁業協同組合
連 絡 先 電 話 ・ 陸 上 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
・ 船 舶 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

被害浮魚礁の回収処分管理簿

事業実施者名：

船名	回収漁浮魚礁		回収浮魚礁の陸揚		処分方法	処分費用			廃棄業者名	備考
	種類	量 (kg)	揚日	港名		運賃	処分費	計		

注1 被害浮魚礁の処分の回収作業、記録写真（日付記入）を添付すること。

注2 処分費用の領収書を添付すること。

浮魚礁の購入・資機材購入管理簿（請求書・領収書関係）

事業実施者名：

納品（購入先）業者名	納品書・ 請求書No.	年月日	請求金額 (円)	領収書 No.	年月日	支払金額 (円)	残 金 (円)	備考

浮魚礁の助成金算定書

漁業種類：

事業実施者名：

納品年月日	品名	単価（円）	数量	金額（円）	納品（購入先）業者名	領収書No.	備考
		購入合計 ①					
		算定額					
		①の定額					円
		①の 1/2 以内					円
				(1 円未満切り捨て)			

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名：

事業実施年度	平成 年度	農林水産省所管 水産関係民間団体事業補助金 沖縄漁業基金事業 (沖縄漁業安定基金事業)
--------	-------	---

取得財産の内容			負担区分			処分制限期間		処分の状況		摘要
財 産 名	取 得 年月日	取 得 金 額	国 庫 補助金	事業実 施主体	その他	耐 用 年 数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処 分 の内容	
合 計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。